

平成 2 6 年 第 5 回

教育委員会定例会議案

多賀城市教育委員会

平成26年第5回教育委員会定例会議事日程

平成26年5月23日（金）

午後1時 開会

多賀城市役所3階 第2委員会室

日程第1 前回会議録の承認について

日程第2 会議録署名委員の指名について

日程第3 諸般の報告
事務事業等の報告

日程第4 議 事

議案第12号 多賀城市立図書館協議会委員の人事について

議案第13号 多賀城市文化財保護委員会委員の人事について

議案第14号 財産の取得に対する意見について

議案第15号 多賀城市立図書館条例の一部を改正する条例に対する意見について

議案第16号 指定管理者の指定に対する意見について

日程第5 その他

諸 般 の 報 告

平成26年第4回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

○教育総務課関係

5月15日、第4回教育委員会臨時会を行いました。内容は、報告事項として「多賀城市立図書館指定管理者選定委員会の結果について」、議案は「指定管理者の候補について」及び「教育財産の取得について」でした。なお、本案件につきましては、6月に開催される第2回市議会定例会に提案される予定です。

○学校教育課関係

5月1日現在の児童・生徒数並びに学級数は、小学校が男子1,778名、女子1,733名の計3,511名で、129学級、中学校は男子895名、女子908名の計1,803名で、64学級となっております。

小・中学校の合計では、男子2,673名、女子2,641名の計5,314名で193学級となり、昨年と比較しますと、小学校で56名の減、中学校では26名の減となっております。学級数では小・中学校ともに増減はありませんでした。

小・中学校の運動会及び体育祭の開催状況ですが、4月26日に多賀城中学校と高崎中学校、5月17日に天真小学校において開催されております。今後、5月24日には多賀城東小学校、山王小学校、城南小学校、多賀城八幡小学校、9月6日に第二中学校及び東豊中学校、10月11日に多賀城小学校で開催が予定されています。

中学校の修学旅行につきましては、5月8日から第二中学校と東豊中学校が、5月12日から多賀城中学校が、5月14日から高崎中学校がそれぞれ2泊3日の行程で東京・千葉・神奈川等方面へ出かけ無事終了しております。

○生涯学習課関係

4月26日、多賀城政庁跡付近を会場に中央公民館事業「星空観察会」を開催し、親子約50名が参加しました。

4月28日と5月7日に、市立図書館の指定管理者選定委員会を開催しました。移転計画概要のほか、業務要求水準・審査基準の説明を行い、候補者からの企画提案書の説明を受けて審議し、指定管理者候補者を決定しました。

5月8日・9日・13日に、社会教育振興員会議を開催し、委嘱状の交付と事業企画についての情報交換を行いました。

5月21日、東北学院大学との連携事業「地域市民のための大学公開講座」が開講しました。

5月21日、山王地区公民館講座「はじめての陶芸教室」を開催し、11名が参加しました。7回の講座の中で、それぞれ皿やマグカップなどを製作し、

最終日の7月16日は作品の鑑賞会を行う予定です。

○文化財課関係

5月20日、大河原町仙南芸術文化センターにおいて平成26年度宮城県史跡整備市町村協議会役員会・総会が開催され、市長・文化財課長・担当者が出席いたしました。平成25年度事業内容と決算報告並びに平成26年度事業計画案と予算案等が承認され、その後に行われた研修会において笠原宮城県教育庁文化財保護課長より講話をいただきました。

平成26年5月23日提出

多賀城市教育委員会
教育長 菊地 昭吾

議案第12号

多賀城市立図書館協議会委員の人事について

このことについて、下記のとおり任命する。

記

種別	発令年月	氏名	現職
任命	平成26年6月1日	荘司 貴喜	多賀城小学校校長
任命	平成26年6月1日	小畑 幸彦	多賀城中学校校長
任命	平成26年6月1日	菅原 まき	天真小学校教諭
任命	平成26年6月1日	金田 裕美	第二中学校教諭
任命	平成26年6月1日	原 義夫	社会教育委員
任命	平成26年6月1日	五代儀 良子	社会教育委員
任命	平成26年6月1日	江釣子 真理子	伝上山地区婦人会役員
任命	平成26年6月1日	宮城 裕子	図書館ボランティア団体連絡会役員
任命	平成26年6月1日	阿部 千佳子	図書館ボランティア団体連絡会役員
任命	平成26年6月1日	斎藤 孝一	子ども会育成連合会副会長

平成26年5月23日提出

多賀城市教育委員会

教育長 菊地 昭吾

議案第13号

多賀城市文化財保護委員会委員の人事について

このことについて、下記のとおりとする。

記

種別	発令年月日	氏名	現職
退任	平成26年5月31日	笠原信男	前宮城県多賀城跡調査研究所長
任命	平成26年6月1日	山田晃弘	宮城県多賀城跡調査研究所長

平成26年5月23日提出

多賀城市教育委員会

教育長 菊地 昭吾

多賀城市文化財保護委員会委員名簿

氏名	任 期	現職又は経歴
飯 淵 康 一	平成 24 年 8 月 1 日 ～平成 26 年 7 月 31 日	宮城学院女子大学特任教授
齊 藤 軍 記	平成 24 年 8 月 1 日 ～平成 26 年 7 月 31 日	市川区区長
大 平 聡	平成 25 年 8 月 1 日 ～平成 27 年 7 月 31 日	宮城学院女子大学教授
笠 原 信 男	平成 25 年 8 月 1 日 ～平成 27 年 7 月 31 日	宮城県多賀城跡調査研究所長
加 藤 文 男	平成 24 年 8 月 1 日 ～平成 26 年 7 月 31 日	多賀城鹿踊保存会会長
佐々田 弥 生	平成 24 年 8 月 1 日 ～平成 26 年 7 月 31 日	仙台市歴史民俗資料館主任
白 鳥 良 一	平成 24 年 8 月 1 日 ～平成 26 年 7 月 31 日	尚綱学院大学講師
鈴木 惣之助	平成 24 年 8 月 1 日 ～平成 26 年 7 月 31 日	元多賀城市立山王小学校校長
藤 沼 邦 彦	平成 24 年 8 月 1 日 ～平成 26 年 7 月 31 日	元弘前大学教授
J. F. モリス	平成 24 年 8 月 1 日 ～平成 26 年 7 月 31 日	宮城学院女子大学教授

議案第 1 4 号

財産の取得に対する意見について

このことについて、市長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づく意見を求められたので、異議ない旨申し出る。

平成 2 6 年 5 月 2 3 日提出

多賀城市教育委員会

教育長 菊地 昭吾

議案第 号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

記

1 取得する財産の種別等

(1) 種 別 多賀城市立図書館用建物

(2) 構 造 鉄骨造3階建

(3) 延床面積 3,171.95平方メートル

2 建設予定地 多賀城市中央二丁目地内

3 取得価格 912,370,000円

4 取得の相手方 宮城県多賀城市東田中二丁目40番32-1002

多賀城駅北開発株式会社

平成26年6月11日提出

多賀城市長 菊地 健次郎

議案第 15 号

多賀城市立図書館条例の一部を改正する条例に対する意見
について

このことについて、市長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく意見を求められたので、異議ない旨申し出る。

平成 26 年 5 月 23 日提出

多賀城市教育委員会

教育長 菊地 昭吾

議案第 号

多賀城市立図書館条例の一部を改正する条例について

多賀城市立図書館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成26年6月11日提出

多賀城市長 菊地 健次郎

多賀城市立図書館条例の一部を改正する条例

多賀城市立図書館条例（昭和53年多賀城市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表多賀城市立図書館の項中「伝上山一丁目」を「中央二丁目」に改める。

第6条を第11条とし、第5条を第10条とし、第4条中「前条」の次に「第1項」を加え、同条を第9条とする。

第3条第1号中「法第3条各号に掲げる事項」を「第3条各号に掲げる事業」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第8条とする。

2 前項の規定により指定管理者に同項各号に掲げる業務を行わせる場合における第4条第2項、第5条第2項及び第6条の規定の適用については、第4条第2項及び第5条第2項中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、「ときは」とあるのは「ときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て」と、第6条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする。

第2条の次に次の5条を加える。

（事業）

第3条 図書館は、次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 法第3条各号に掲げる事項に係る事業

(2) 前号に掲げるもののほか、図書館の目的を達成するために教育委員会が必要があると認める事業

（開館時間）

第4条 図書館の開館時間は、午前9時から午後9時30分までとする。

2 前項の規定に関わらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、前項に規定する開館時間を変更することができる。

(休館日)

第5条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 毎月末日。ただし、その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）に当たるときは、その日の直前の休日等でない日とする。

(2) 12月28日から翌年1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、前項に規定する休館日を変更し、又は臨時に休館日を設定することができる。

(入館の制限)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認める者については、入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。

(1) 図書館内の秩序を乱し、又は乱すおそれのある者

(2) 図書館の施設、設備、備品、資料等をき損するおそれのある者

(3) 前2号の掲げるもののほか、教育委員会の指示に従わない者

(損害賠償義務)

第7条 図書館の施設、設備、備品、資料等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

附 則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

多賀城市立図書館条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧								
<p>第1条 略 (設置)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">多賀城市立図書館</td> <td style="text-align: center;">多賀城市中央二丁目</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事業)</p> <p>第3条 図書館は、次に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>(1) 法第3条各号に掲げる事項に係る事業</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、図書館の目的を達成するために教育委員会が必要と認める事業</p> <p>(開館時間)</p> <p>第4条 図書館の開館時間は、午前9時から午後9時30分までとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、前項に規定する開館時間を変更することができる。</p> <p>(休館日)</p> <p>第5条 図書館の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 毎月末日。ただし、その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）に当たるときは、その日の直前の休日等でない日とする。</p> <p>(2) 12月28日から翌年1月3日まで</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、前項に規定する休館日を変更し、又は臨時に休館日</p>	名称	位置	多賀城市立図書館	多賀城市中央二丁目	<p>第1条 略 (設置)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">多賀城市立図書館</td> <td style="text-align: center;">多賀城市伝上山一丁目</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	多賀城市立図書館	多賀城市伝上山一丁目
名称	位置								
多賀城市立図書館	多賀城市中央二丁目								
名称	位置								
多賀城市立図書館	多賀城市伝上山一丁目								

を設けることができる。

(入館の制限)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認める者については、入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。

(1) 図書館内の秩序を乱し、又は乱すおそれのある者

(2) 図書館の施設、設備、備品、資料等をき損するおそれのある者

(3) 前2号の掲げるもののほか、教育委員会の指示に従わない者

(損害賠償義務)

第7条 図書館の施設、設備、備品、資料等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第8条 教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に、図書館の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務を行わせることができる。

(1) 第3条各号に掲げる事業の実施に関する業務

(2)・(3) 略

2 前項の規定により指定管理者に同項各号に掲げる業務を行わせる場合における第4条第2項、第5条第2項及び第6条の規定の適用については、第4条第2項及び第5条第2項中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、「ときは」とあるのは「ときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て」と、第6条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする。

(指定管理者の管理の基準)

第9条 指定管理者が前条第1項各号に掲げ

(指定管理者による管理)

第3条 教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に、図書館の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務を行わせることができる。

(1) 法第3条各号に掲げる事項の実施に関する業務

(2)・(3) 略

(指定管理者の管理の基準)

第4条 指定管理者が前条_____各号に掲げ

る業務を行う場合は、指定管理者は、法令、この条例、規則その他教育委員会が定めるところに従い、図書館の管理を行わなければならない。

(図書館協議会)

第10条 略

(委任)

第11条 略

附則 略

る業務を行う場合は、指定管理者は、法令、この条例、規則その他教育委員会が定めるところに従い、図書館の管理を行わなければならない。

(図書館協議会)

第5条 略

(委任)

第6条 略

附則 略

議案第 16 号

指定管理者の指定に対する意見について

このことについて、市長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく意見を求められたので、異議ない旨申し出る。

平成 26 年 5 月 23 日提出

多賀城市教育委員会

教育長 菊地 昭吾

議案第 号

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者の指定をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

多賀城市立図書館

2 指定管理者となる団体

大阪府大阪市北区梅田二丁目5番25号

カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社

3 指定の期間

多賀城市立図書館条例の一部を改正する条例（平成26年多賀城市
条例第 号）の施行の日から平成32年3月31日まで

平成26年6月11日提出

多賀城市長 菊地 健次郎